

最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定範囲の引上げについて

中央区では、「中央区契約事務規則」「中央区低入札価格調査制度運用要綱」「中央区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱」及び「中央区建設共同企業体発注工事における総合評価方式実施要綱」に基づき、対象となる契約に最低制限価格や調査基準価格を設定し、適正価格での契約を通じて業務の品質の確保を図ってきましたが、この度、現下の社会経済状況を踏まえ、更なる向上を図るため改正を行いました。

1 改正概要

最低制限価格及び調査基準価格の設定範囲の引上げ

2 設定範囲（最低制限価格、調査基準価格とも）

改正前：予定価格の3分の2～10分の9の範囲内で設定

改正後：予定価格の100分の75～100分の92の範囲内で設定

※算定基準も引上げます。設定率は、業種により 5から20ポイント程度上昇するものと見込んでいます。

3 施行時期

令和8年6月30日

（令和8年6月30日以降に入札公告を行う契約から新制度を適用します。）

4 対象契約

(1) 最低制限価格

入札の方法により締結する契約のうち、次の各号のいずれかに該当する契約

ア 予定価格が200万円超3,500万円未満の工事

イ 総合評価方式で実施する工事（失格基準価格）

ウ 150万円超の印刷製本

エ 100万円超の委託契約のうち特に定める契約

(2) 調査基準価格

予定価格が3,500万円以上の工事（総合評価方式で実施する工事を除く）